

## 令和6年度 満開キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	大口定期貯金																												
2. 取扱期間	・令和6年4月1日（月）～令和6年6月28日（金）																												
3. 販売対象	①退職金のお受取から1年以内の個人のお客様 ②年金受給者・1年以内にJAでの年金受給を予定している方で新たに資金をお預入れのお客様																												
4. 期間	・定型方式 1年																												
5. 募集総額	<p>・<b>47億3千万円（※募集総額に達し次第、取扱を終了させていただきます。）</b> 各地区本部の内訳は下記のとおりです。募集額に到達次第、該当地区本部での取扱は終了させていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>宮崎中央地区本部</td> <td>200千万円</td> <td>綾町地区本部</td> <td>5千万円</td> </tr> <tr> <td>はまゆう地区本部</td> <td>30千万円</td> <td>串間市大東地区本部</td> <td>2千万円</td> </tr> <tr> <td>都城地区本部</td> <td>100千万円</td> <td>こばやし地区本部</td> <td>15千万円</td> </tr> <tr> <td>えびの市地区本部</td> <td>11千万円</td> <td>児湯地区本部</td> <td>10千万円</td> </tr> <tr> <td>尾鈴地区本部</td> <td>20千万円</td> <td>西都地区本部</td> <td>10千万円</td> </tr> <tr> <td>延岡地区本部</td> <td>30千万円</td> <td>日向地区本部</td> <td>30千万円</td> </tr> <tr> <td>高千穂地区本部</td> <td>10千万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	宮崎中央地区本部	200千万円	綾町地区本部	5千万円	はまゆう地区本部	30千万円	串間市大東地区本部	2千万円	都城地区本部	100千万円	こばやし地区本部	15千万円	えびの市地区本部	11千万円	児湯地区本部	10千万円	尾鈴地区本部	20千万円	西都地区本部	10千万円	延岡地区本部	30千万円	日向地区本部	30千万円	高千穂地区本部	10千万円		
宮崎中央地区本部	200千万円	綾町地区本部	5千万円																										
はまゆう地区本部	30千万円	串間市大東地区本部	2千万円																										
都城地区本部	100千万円	こばやし地区本部	15千万円																										
えびの市地区本部	11千万円	児湯地区本部	10千万円																										
尾鈴地区本部	20千万円	西都地区本部	10千万円																										
延岡地区本部	30千万円	日向地区本部	30千万円																										
高千穂地区本部	10千万円																												
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 限度額 (4) 預入単位	<p>・新たな資金を一括預け入れに限ります。 （※当JAに既に預け入れいただいている定期貯金からの預け替えはできません。）</p> <p>・1,000万円以上</p> <p>・退職金の方は退職金の範囲内</p> <p>・1円単位</p>																												
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																												
8. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 店頭表示金利	<p>・①の対象者は年0.15%を初回満期日まで適用します。 ただし、当座性口座をお持ちでかつ年金予約いただいた方は、年0.2%を初回満期日まで適用します。 ※窓口にて「退職所得の源泉徴収票」「退職金振込通帳」など退職金の受取時期や金額が確認できる書類をご提示いただきます。</p> <p>・②の対象者は年0.1%を初回満期日まで適用します。</p> <p>・満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</p> <p>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までは、国税に復興特別所得税の0.315%が加算されます。 <b>※上記の金利は初回満期日までの適用となります。自動継続時には、大口定期貯金の店頭表示金利が適用されます。</b></p> <p>・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。</p>																												
9. 手数料	—																												
10. 付加できる特約事項	<p>・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率）</p> <p>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。</p> <p>・個人のお客様さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンク</p>																												

	<p>アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。</p>
11. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合  次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率  B 約定利率－約定利率×30%  C 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合  次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%  B 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
11. 中途解約時の取扱い	<p>中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
12. 貯金保険制度(公的制度)	<p>・保護対象  当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部(電話：0985-31-2281)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)</p>
14. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

JAみやざき

(注)・本「雛型」は、県下統一企画商品に限った「説明書」であることを留意願います。